

地域公共交通計画の策定について

1 主旨

区では、令和4年3月に区内の総合的な交通環境整備に向けた基本的な方針として、交通政策の推進にあたっての目指すべき姿、基本目標及び取組の方向性を示した中野区交通政策基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定した。

区の公共交通に関する取組を計画的に進めていくには、各取組の主体となる公共交通事業者と連携して進める必要があることから、今後は、区の交通政策に関する具体的なアクションプランとして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に規定される地域公共交通計画を策定し、基本方針で示した目指すべき姿の実現に取り組んでいく。

2 根拠法令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条（地域公共交通計画）

3 検討体制

計画の策定にあたっては、中野区交通政策推進協議会で内容について協議・調整していく。また、庁内関係所管により検討・調整する。

4 今後の予定

令和4年 7月頃 中野区交通政策推進協議会において協議開始

令和5年度 地域公共交通計画素案及び案作成、策定手続の実施

地域公共交通計画の策定